

鳥羽市全員協議会会議録

令和5年6月6日

○出席議員（13名）

1番	世古雅人	2番	山本欽久
3番	中村浩二	4番	瀬崎伸一
5番	南川則之	6番	濱口正久
7番	山本哲也	8番	河村孝
9番	戸上健	10番	木下順一
11番	坂倉広子	12番	尾崎幹
13番	世古安秀		

○欠席議員（なし）

○出席説明者

- ・勢力水道課長、河原補佐
- ・濱口総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	岩井太
議事総務係書記	岡村なぎさ

次長兼 議事総務係長	平山智博
---------------	------

(午前10時35分 再開)

○河村 孝議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから全員協議会を再開します。

本日も協議いただきます案件は、ドライブに共有してあります事項書のとおりでございます。

協議事項に入る前に、本日皆様にお集まりいただいた理由について説明をさせていただきます。

去る5月30日に私と副議長に対し、市長より下水道に関する不納欠損処分についての報告がありました。

この件については、去る3月13日に前期の議員に対し、水道課より説明がありましたが、この6月に開催される議会において関連する議案が上程されること、また、5月の改選に伴い、現議員にも改めて説明が必要だと思い、急遽この場を設けさせていただきました。

担当課からの説明の後、質疑を行います。報告事項に対する質疑にとどめていただき、6月議会に提出される議案に関する質問については各委員会において行っていただくようご留意ください。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1、執行部報告事項、特定環境保全公共下水道事業特別会計における不納欠損処分等についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

水道課長。

○勢力水道課長 水道課、勢力です。よろしくお願ひいたします。

また、議員の皆様には、大変お忙しい中貴重なお時間をいただき、全員協議会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

本日も説明させていただきます案件は、先ほど議長からも言っていただきましたけれども、特定環境保全公共下水道事業特別会計における不納欠損処分等についてでございます。そのことについて、改めておわびをさせていただきたいと思ひます。

昨日の市長の定例記者会見及び、それに伴い本日の新聞報道等も掲載されておまして、市民の皆様や議員の皆様には大変ご迷惑とご心配をおかけしましたことに対しまして、この場をお借りして改めておわび申し上げたいと思ひます。申し訳ございませんでした。

そしたら、座って説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

○河村 孝議長 どうぞ。

○勢力水道課長 先ほどの冒頭の議長の説明にもありましたとおり、昨年度、前期の全議員さんの中で、3月13日ですかね、勉強会という形でこの件についてはご説明もさせていただいております。その後、議員の改選がありまして、新人議員の方については、後でもまた説明しますが、勉強会の席で一応ご報告させていただき、尾崎議員においてもちょっと別のところで簡単にでしただけでもご説明もさせていただいておりますので、ここにお見えになる議員の方は一応、一部について認識があるのかなというところでご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、全員協議会の資料をお配りさせていただいておりますので、そちらのほうに沿って順番に説明させ

ていただきます。

まず、報告事項については、何度も申し上げておりますが、過年度の分担金及び使用料の一部において、時効により債権が消滅しました。それについては、令和5年の2月に会計上の処理としまして不納欠損処分は行っております。

その後、本来徴収できない部分について徴収していたものが判明しました。これについては前回の勉強会の中でも説明をしていなかったところですが、その部分について、今後還付の処理を行うというところで、今回の6月会議において補正予算の提出もさせていただいております。

続きまして、その下の3月13日の勉強会の報告については、2番の不納欠損処分の内訳としまして、分担金10名分の641万円と、使用料11名分の2,000……全員協議会のパッドのほうに入っているかと思うんですけども、よろしかったですかね。申し訳ないです。

先ほど配ったものは、ごめんなさい、前回の勉強会の際の資料で、あまり変わっていないですけども、いいですか。

(「はい」の声あり)

#### ○勢力水道課長 すみません。

2番の不納欠損額の内訳としましては、分担金10名の641万円、使用料で11名分で2,922万2,309円、計で21名分。重なる部分がありますので20名という形で報道もさせていただいておりますが、3,563万2,309円の不納欠損処分をしております。

処理経過のほうは後でまた説明させていただきますので。

その枠で囲ってあるところが今回初めてご説明させていただくところなんですけど、既に徴収したものの中で、一部もう時効が成立しておりましたのに徴収した部分がありました。これは、地方自治法の規定に基づき過去5年間に遡り、還付加算金を付して還付するものでございます。これは会議のほうでお認めいただければ早急に還付の処理をさせていただきたいと思っております。

内訳といたしましては、分担金1名で9万円、この方については還付加算金が4,800円つきます。使用料については2名で、26万6,523円で、還付加算金が1,600円ついております。合わせて36万2,923円分の返還ができるような補正予算の計上をさせていただいております。

処理経過としましては、5年の6月会議に関連する議案を提出しており、鳥羽市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例と、先ほどから何度もちょっと申し上げて申し訳ないですけども、特別会計のほうで補正予算の計上をさせていただいております。

裏面をご覧ください。

こちらは経過のほうがちよっと書いてありますので、こちらで経過を説明させていただきます。

一番上から、令和4年の11月に、令和6年に下水道事業も水道事業と同じように公営企業会計への移行がもう定められており、その準備をしている最中です。それに向けて、このまま時効で徴収できないものを債権として置いておくというのが残るのも、もういつまでも残ってしまうものですので、この処理をしたいというところがございます。それに向けて確認する中で、こういう5年の時効があつて徴収できないものがあるという判明がしたということで処理をさせていただきました。

それを処理するに当たり、鳥羽市には鳥羽市市税等滞納金調査整理委員会がございまして、そちらのほうで不納欠損等の審査もしておりますので、そちらに2月8日、諮らせていただいて、承認をいただきました。その後、もうすぐ伝票の処理ということで、2月22日に不納欠損伝票の処理をさせていただきました。これに関しては、今度9月に予算決算常任委員会のほうで、また下水道の4年分のところには不納欠損というところにこの額が計上されてくる形になります。

その後、3月13日に、前議員さんでありますけれども、議会のほうに勉強会という形で説明をさせていただいたところです。その席で、記者会見も必要でないかというご意見もいただきまして、記者会見はそのすぐ、3月23日に準備をしておりました。そこで記者会見をする予定だったんですが、先ほどの、今回の補正に上げました時効後に徴収していた案件があるんじゃないかというところで、その精査がちょっとその時点ではされていなかったの、その準備をしました。それで、3月23日に間に合わなくなりましたので、その後、私が水道課長を拝命して、その後、準備をして、最短でちょっと今回はさせていただいたつもりですけれども、そういう形で上げさせていただいております。

5月26日には、先ほどもちょっと言いましたけれども、新人議員研修が水道課分ありましたので、世古議員と山本議員と中村議員のほうにはちょっと申し訳ないですけれども簡単に説明させていただき、尾崎議員も同日お見えになりました。その席ではないところでしたけれども、ちょっとお話もさせていただいて報告をさせていただいたところでございます。正副議長ともその席で協議を持たせていただきまして、今後の方向性もいろいろ教えていただいたところです。

5月30日には、正副議長へ報道発表についてという形でお願ひに行きました。通常ですと、定例記者会見と、今日先ほどありました議会運営委員会のほう、どちらのほう、議会運営委員会後に報道発表するというのが通例です。ですので、今日新聞に載ったというのは、いつもよりはちょっと1日早い状況にはなるのかなと思うところで、事前に全員、今13名の議員さんのほうにこういう状況を知っていただいているというところと、議案については6月2日に上程をさせていただいたので、もう今回に関しては定例記者会見後、記者のほうの掲載ということは解禁という形でお願ひしたいということをお願ひしていただきまして、承認いただいたところです。

その席でも、今回の議案については詳細な説明が新たに必要であるということで、今回この席を持たせていただいたところでございます。

ここに一つ書いていないんですけれども、6月1日、これはちょっと水道課分でなかったんでちょっと申し訳ないです、書いていないんですけれども、新聞にも書いてありますが、過去にちょっと携わった職員が厳重注意という形で処分をされたというところは新聞報道にも掲載されているところです。

6月5日、昨日ですね。定例記者会見によって報道発表させていただきました。それで、本日、今現在、全員協議会でお話をさせていただいているところです。経過としてはそういう流れでさせていただいております。よろしくお願ひします。

続きまして、原因ですが、何度も説明させて、少しだけちょっと後で補足させていただきます。前回の勉強会の議事録をちょっと私見せていただいて、もしかするとちょっと不明な点があるんじゃないかという、事前に説明させていただきます。

まず、この原因については、時効となった原因は、ちょっとこれ民法の条文の順番に書いていますので滞納処分から書いておりますが、本来、152条のほうの規定による、承認を取るという作業から始まります。承認を取るのに、サインしてくれない方はじゃこのまま時効になっていくのかというところで、滞納処分に入りますので、順番としては承認からして、承認をくれないとかサインをしない方については滞納処分をして、時効の延長というんですかね、更新をするという形になります。

その中で、先ほどちょっと言った、前回の勉強会でちょっと不明な点というのが、この下に書いてある催告の件です。催告というのは、滞納がありますので納めてくださいねという形で、催告であったり警告であったりとかいろいろ文言は違いますけれども、大体催告書という形で、年に1回送るときもあれば2回送るときもあるし、2年に一遍のときもあります。この催告については、滞納者に対して納めてくださいねという呼びかけというような感じで送らせていただいています。

ただ、よく出てくる、この催告書で6か月延びるというのは、時効が5年になる寸前に先ほど言った滞納処分、差押えする、差押えには給与の差押えであったりとか不動産、土地家屋の差押えというのがあるんですけども、それは1日、2日でできるものではないですもので、仮に4年とあと11か月たって、あと1か月しかないときに滞納処分をしようと思うと、時間がないので、その時点で催告書を送って6か月を延ばす処理をして、その6か月間の間に給与を調べたりとか土地家屋の登記を取って、あとは事前通知で差押えますよという通知を送ったり、そういう期間を持たすために6か月延長されるという認識であっていただければいいのかなと思いますので、改めて、ちょっとごめんなさい、重複になりますけれども説明とさせていただきます。

再発防止のための対策についてですが、前回この上の4項目についてはお示しさせていただいておりますので、今回、二重線で書いとるところを追加させていただいております。

事務のマニュアルの作成、事務引継ぎの徹底というところはほとんど同じような内容です。いろいろ時効したときの要件とかを見ても、承認を取るとる年もあれば差押えの準備をしとる年もあるし、ちょっとそこが徹底されていなかったのが原因というふうにはご説明もさせていただいておりますので、そういうことがないように、今後はマニュアルに沿ってする、マニュアルの際には、当たり前ですけども引継ぎに、こういう案件があるので、来年度時効を迎えるから時効がないようにというような引継ぎができるような体制を取っていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、今回こういうことで皆様にはご迷惑をおかけしておりますので、今後、市の信頼回復に向けて、もちろん水道課職員全員は精いっぱい頑張りますけれども、これは市全体で取り組んでいきたいとも思っておりますので、議員の皆様におかれましてもご留意いただければと思います。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いします。

○河村 孝議長 説明は終わりました。

受けた説明、そして提出された資料等について、ご意見、ご質疑はございませんか。

尾崎議員。

○尾崎 幹議員 これ、分担滞納ありますやんか。使用中2つあるやん。使用中が。

(発言する者あり)

○尾崎 幹議員 その一番下かな。下から2枚目か。分担金の滞納。これ、分納をやっぱりしとるわけ。一つの

事業者、Cさんなんかは滞納なしになっていますやんか。これ、どういう意味。

(「6番ですね」の声あり)

○尾崎 幹議員 はい。214万5,000円あって残金、これ、時効になった部分の数字でいいの。それで、滞納なしっていう見方でいいのかな。

○河村 孝議長 河原課長補佐。

○河原課長補佐 水道課の河原です。よろしくお願いします。

今、尾崎議員にご質問いただきました下から二つ目の現在も使用中というところですけども……

(「6番」の声あり)

○河原課長補佐 ああ、6番、失礼しました。6番ですね。使用中というところですけども、分担金として当初、平成9年度から11年度にかけて3か年で賦課をしたものなんですけれども、そちらが支払いが残っているところではあるんですけども、実際、下水道としての接続もしておりまして、使用料としては発生をしているという状況で、分担金が残っているという。

(発言する者あり)

○河原課長補佐 すみません。使用料の滞納というものが現在ないということでお示しさせていただきました。

○河村 孝議長 尾崎議員。

○尾崎 幹議員 ただな、やっぱり課長、この資料を出す限り、やっぱり私らも分かるように。なしということとは、もう払ってもうたんかなと思いますやんか。だけど、残金170万円残ってるわけですよ。これを不納欠損するわけでしょう、使用しとるのに。

○河村 孝議長 水道課長。

○勢力水道課長 すみません、これについては分担金ですもので、分担金は尾崎委員言われるこの右側の残金というところが、この金額を不納欠損したところです。今現在、分担金は9年、10年、11年と課税という徴収義務がありまして、それが5年以降徴収できなくなりました。それで、今回初めて不納欠損しましたので、合計の、ああ、合計書いていないですね。ああ、一番下ですね。641万円になりました。

○河村 孝議長 尾崎議員。

○尾崎 幹議員 ただこれ、使つとる人が同じ人かというところやわね、一番問題なのは。そこら辺だけちゃんとチェックしながら、やっぱり最初、払わんだ人の勝ちみたいになってしもたわけやで。スタートがやっぱり悪かったわけやで、これは見直すということで、事業マニュアル作成から全部つくってもらうんは当たり前のことやけど、もし同じ人がまた継続して使うということは、一生懸命やっぱりお金のない中でも払つとる人から見たら、何これ、ウルトラCやないかって思うようなやり方はやっぱり駄目やと思います。

それは新たにつくるんじゃなしに、もうこれはこの時点でやっぱり話し合いをもうちょっとせないかんぞと、僕はそう思っていますので、一生懸命納める方々、長岡地区の方々払うとるわけやで、同じ人が使うとつたらやっぱり大問題よ、これは。常識では通用しいひんやん。今回もう不納欠損するわけやで。それで、市長と副市長が減給で対処したいと言うんやで。おらんだときのことやでしゃあないとしても、やっぱり今後これがないような、マニュアルの作成の中にしっかりと入れて、同じ人間が継続して使うような流れがないように。

これ、同じ人間いうのは、やっぱり相続まで入るよってな。やっぱりそこはちゃんとせな。相続した者勝ち

や、それも。そこら辺はやっぱりちょっと、公平で平等な立場の中でマニュアルつくって。よろしく願います。

以上。

○河村 孝議長 ほかにございませんか。

世古委員。

○世古安秀議員 再発防止のための対応策ということで最後のほうに書かれておりますけれども、これ、再発防止というのは、やっぱり同じ職員がずっとやったり長いことやっていたりするとこういうことが起こるといことなんですけれども、そういう複数の職員で対応するというふうな、何人か複数の人でやっぱりこういうことがないように対応するというふうなことが大事だと思うんですけれども、その辺の対応はどういうふうに考えておられますか。

○河村 孝議長 水道課長。

○勢力水道課長 ちょっと私は逆なんですけれども、長いことすると業務が分かっていますのでそういうミスは出てこないのかなと。鳥羽市役所、事務はもうご存じのとおり異動等がありますので、異動するたびに、職員が代わるときに、引継ぎ等が精査されていなかったところで代わっていくというところが原因かなと。

あと、下水道係は今現在職員1名で、会計年度職員1名でやっておりますので、やっぱり人数が少ないところの中で今老朽化が進んでいるところで、ちょっと言い訳になって申し訳ないですけれども、工事の設計を一般事務の者がしたりとか、そういうところで煩雑になっているところも原因かなというところはありますので、今後そういうところも検討していきたいというふうに思っています。

○河村 孝議長 世古安秀委員。

○世古安秀議員 課長の言うように、長いことやったら状況も分かってきてやり方も分かってくるというふうな、それは十分理解できるんですけれども、それをやっぱり、様々なことをチェックするのに、1人だけやなしに2人体制でやったりすると、2つの目でやっぱりチェックができるという意味で私は言うたんですけれども、その辺はどうですか。

○河村 孝議長 水道課長。

○勢力水道課長 職員体制も、今説明させていただきました正規職員1名と会計年度職員1名と、もちろん2名で確認はさせていただいていますので、2つの目でさせていただいているところです。それ以降は、もちろん課長も決裁を見ますので、そういうところの目も、そういうことがあったというんではおかしいですけれども、もっと重点的に見るという意味では増えるのかなというふうに思っていますので、よろしく願いたいと思います。

○河村 孝議長 世古安秀委員。

○世古安秀議員 そういうチェック体制を今後十分に、今課長、担当の係長、課長補佐も見えますので、そういう目で十分にチェック体制をしていただきたいというふうに思います。よろしく願います。

以上です。

○河村 孝議長 戸上議員。

○戸上 健議員 1点お伺いします。



再発防止のための対応策の下から二つ目、事務マニュアルの作成というのがあります。市の各課の業務遂行に当たって、事務マニュアルというものは各課にあって、水道課だけ今までなかったという理解でよろしいのでしょうか。今回新しく事務マニュアルを作成するということでしょうか。それとも、今まである事務マニュアルにプラスして、こういった事例が起こらないように強化・改善するというのでしょうか。

○河村 孝議長 水道課長。

○勢力水道課長 戸上議員言われたとおりで、全般的な処理業務のマニュアルというのはもちろん作成されておりました、それに基づいて業務も行っております。

今回の滞納処分に係るマニュアル等がどこにもちょっとございませんでした。税務課にも今後ちょっと教えていただきながらマニュアルを作成して、こういうことがないように準備をしていきたいというふうなことで、ここに特化した形のマニュアルをつくっていききたいと思います。

これ以外にももし必要であれば、その中に入れるのかまた別のマニュアルをつくるのかというものを含めて、今後こういうことがないように準備をしていきたいなというところで、マニュアルの作成とさせていただいております。

○河村 孝議長 戸上議員。

○戸上 健議員 総務課長も出席しているんでお尋ねしますけれども、こういう市民からの滞納に対するマニュアルというのは、税務課も各特別会計も関連していくというふうに思うんですけども、事務マニュアルを、今回の水道課の事例を教訓にして、そういう、扱う課は補強・改善していくという理解でよろしいのでしょうか。それとも、各課はあまり考えていないのでしょうか。

○河村 孝議長 総務課長。

○濱口総務課長 水道課長のほうの説明の中でも出てきたんですが、引継ぎのときにその担当、係の引継ぎマニュアル的な、ある程度流れのマニュアルというのはもう各課それぞれが持っていると思いますので、今回はこの水道事業、下水道事業に関して特化した、処分についてのいろんな強化できるマニュアルを水道課のほうで作成していただけるということですので、役所としての全体としてのマニュアルにつきましては、もうそれぞれの課で、それぞれの係のほうで引継ぎをちゃんとするようにということで、これから徹底していきたいというふうに考えております。

(「了解です」の声あり)

○河村 孝議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝議長 ないようですので、この件は終了いたします。

以上で、本日の協議事項は全部終了いたしました。

これをもちまして、全員協議会を散会いたします。

ありがとうございました。

(午前11時01分 散会)

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和5年6月6日

鳥羽市議会議長 河 村 孝